

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 36 後発事象発生のタイミング別の対応

今回は後発事象について記載します。

後発事象には下記の2種類があります。

- ① 修正後発事象・・・財務諸表の修正を要する後発事象
- ② 開示後発事象・・・財務諸表に注記が必要な後発事象

会計監査人の計算書類に係る監査報告書日以降に、①や②の事象が発生した場合、どのように対応すればいいのでしょうか。

<計算書類の場合>

- 計算書類に係る会計監査人の監査報告書日後、監査役の監査報告書日までに生じた場合

①の事象が生じた場合でも、会計監査人の監査報告書が提出されているので、計算書類の修正は実務上困難です。そのため、①及び②ともに監査役の監査報告書にその内容を追加して記載することとなります。

- 監査役の監査報告書日後、株主総会の開催日までに生じた場合

監査役の監査報告書が提出されているので、計算書類の修正も監査報告書による開示も事実上不可能です。そのため、①及び②の事象はともに株主総会において取締役から報告することが考えられます。

なお、株主総会の前に、招集通知発送後に発生した後発事象の通知をしている会社もあります。

<財務諸表（有価証券報告書）の場合>

- 計算書類に係る会計監査人の監査報告書日後、財務諸表に係る監査報告書日までに生じた場合

財務諸表の修正は実務上困難であるため、①の事象は、財務諸表において開示後発事象に準じて、また②の事象は財務諸表において開示後発事象として注記します。

- 財務諸表に係る監査報告書日後、有価証券報告書提出日までに生じた場合

①及び②の事象ともに下記のいずれかの方法によることが考えられます。

- A. 当該後発事象を反映させた財務諸表を新たに作成し、かつ、当該財務諸表を反映させた財務諸表を有価証券報告書で開示する（臨時報告書が作成される場合もある。）。
- B. 「経理の状況」における「その他」に記載する。

現実的にはBが採用されるでしょうね。

(2013/5/27 号より)